Ⅰ．知事の政治姿勢について

⑶　人権問題（ヘイト対策）

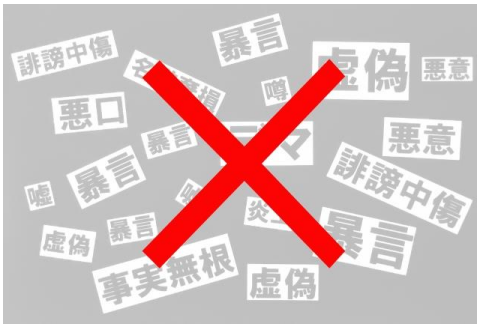

この世界的なコロナ禍の中で、重要な視点として、感染者への差別や、新型コロナをめぐるデマの拡散を防ぐとともに、誰もないがしろにしない「人権文化」の建設を進めていくことが、現在、大きく叫ばれています。

たくさんの識者からは、アルジェリアのペストの感染爆発を描いたカミュの「ペスト」や、ロンドンのペスト禍について、記述したダニエル・デフォーの「ペストの記憶」をモデルとして、パンデミックにおける人権問題について言及されています。

コロナ禍においては、自身が発症するのではないかといった心配とは別に、感染症という側面から、誰かにうつされるかもしれないという不安が募るために、病原体への恐怖心が、そのまま「他者への警戒心」に転じやすいと思われます。

あわせて、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などによって、デマや誤った情報が一気に拡散される現在の状況を鑑みれば、人権侵害に当たる深刻な問題であると認識いたします。

そして、その中には、人々の不安につけこむかたちで、社会を扇動しようとしたり、特定の人や団体を対象にして、憎悪の感情を向けさせようとしたりする、ヘイトスピーチやヘイトクライムといった直接的な行動を起こしていく事象の出現も否定できません。

服部知事は、主な政策・公約、政策集「未来の扉を開く」の中で、「人権が尊重される心豊かな社会づくりを推進します」ということで、「差別や偏見のない社会を目指し、あらゆる機会をとらえて、人権教育・人権啓発を推進」と強く述べられておられます。

そこで、はじめに、コロナ禍における人権問題ついてどのようにとらえておられるのか、また、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

２点目に、国際都市である本県において、ヘイト対策は重要な部分だと思い

ます。ヘイトスピーチの実態をお聞かせください、

3点目として、以前より、本県議会は国へ、ヘイトスピーチに対する、具体的な対策を講じるよう国に対し、意見書を提出しておりましたが、県においては、ヘイトスピーチに対しどう取り組んできたのか、今後どのように取り組んでいかれるのか伺います。

4点目に、今後の対応について考えるならば、学校における子どもたちへの人権教育が重要になってくると思われます。

子どもたちに対して、まずは、お互いの文化や人権を尊重する気持ちを育てていくような教育を、早い段階から行うことが大切だと思います。

その上で、子どもたちが、インターネットやSNS上に氾濫している、偏見や憎しみ、差別を煽り立てるような書き込みや動画などに触れても、自分自身でその真偽を見極め、流されることのない力を身に着けさせることこそが、ヘイトスピーチの根本的な解消につながっていくのではないでしょうか。そのためにも、具体的な内容を示したうえでの教育が効果的と思います。

そこで教育長にお尋ねします。ヘイトスピーチ解消に向けて、学校でどのような人権教育に取り組まれているのか、また、県教育委員会として、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

本年3月7日から12日まで、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議、「京都コングレス」が開催され、犯罪防止に向けた国際連携などを柱とする「京都宣言」が採択されました。

採択された京都宣言のポイントは、コロナ禍や国連の持続可能な開発目標（SDGs）といった今日的な課題と関連して、「断固たる行動」をおこす、より具体的な犯罪防止の取り組みを重視しております。

その中には、人種差別などによるヘイト（憎悪）犯罪の防止に向けた、被害者や被害コミュニティーへの関与なども盛り込まれております。

さて、全国には、人権擁護委員制度に基づいて法務大臣から委嘱された人権擁護委員がおられます。今後、人権についての課題が、多様化、複雑化していき、委員のかたに対しての現在の状況に合致する、研修の充実が必要になってくると思われます。

そこで、国として研修に取り組んでいることは知っていますが、県としても、

何らかの取り組みを行っていないのか、お聞かせください。

【服部知事の答弁】

⑴ コロナ禍における人権問題について

国内における感染症の拡大に伴い、感染者、療養を終えた方、医療関係者、社会機能の維持にあたっておられる方々とそのご家族、ワクチンを接種していない方等に対して、不安、偏見による誹謗中傷あるいは差別的な対応といった人権侵害が起きています。

新型コロナウイルス感染症には、誰もが感染する可能性がある。また、体質や持病等の身体的な理由を含め、様々な理由により、ワクチンを接種することができない方、望まない方がいます。感染した方やワクチンを接種していない方等への偏見や差別は決して許されるものではありません。

このため、県では、ホームページで、人権への配慮を呼びかけるとともに、人権相談窓口の周知を行ってきました。

また、啓発ポスターを県庁や公共交通機関に掲示したほか、SNSなどへの不確かな情報の書き込みや拡散が、重大な人権侵害を引き起こしかねないことを理解していただけるよう、啓発動画も制作しユーチューブで配信しています。

今年度は、これらに加え、啓発のための懸垂幕を製作し、県庁舎や総合庁舎に掲示しています。また、ワクチン接種は強制ではないこと、ワクチンを接種していない方への差別が許されないことを内容とした啓発ポスターを作成し、大規模接種会場に掲示するとともに、市町村や大学などに配布したところです。

今後も、私たちが向き合うべきは、ウイルスであり、感染した方などを責めることではないということを、県民の皆様に理解していただけるよう、しっかり啓発に取り組んでまいります。

⑵ ヘイトスピーチの実態について

ヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけるだけでなく、それを見たり、聞いたりした人々に不安感や嫌悪感を与えて差別意識を助長することにも繋がりかねず、決して許されないものです。

ヘイトスピーチについては、平成21年に起きた京都朝鮮第一初級学校事件に

よる社会的関心の高まりを受け、国において平成28年にヘイトスピーチ解消法が施行されました。

本県内では、一昨年、九州朝鮮中高級学校の近くで行われた街頭演説が、福岡法務局により、昨年8月、ヘイトスピーチに認定されたところです。

⑶ ヘイトスピーチに対する取り組みについて

県では、これまで、外国人の人権について、県民講座や、県、市町村等の相談業務に従事する職員の資質の向上を図るための「人権相談従事職員研修」を毎年実施するほか、啓発ラジオ番組を放送しています。

また、平成28年のヘイトスピーチ解消法の施行後、県や両政令市、法務局などで構成するヘイトスピーチ対策連絡会議を設置し、連携して様々な啓発に取り組んでいます。具体的には、昨年度、両政令市と連携して制作したヘイトスピーチを許さないことを伝える動画を、県のホームページや県庁1階のデジタルサイネージに掲載するとともに、サッカー場の大型ビジョンで放映しました。加えて、コンビニでのチラシの配架、SNSによる配信を行うなど、さまざまな方法で啓発に取り組みました。

今年度は、街頭ビジョンや映画館で啓発動画を放映したところです。

今後も引き続き、ヘイトスピーチ対策連絡会議を開催し、関係機関としっかり連携を図りながら、啓発に取り組んでまいります。

⑷ 人権擁護委員に対する研修について

人権擁護委員は、法務局における人権相談所に加え、公共施設、社会福祉施設等においても、特設人権相談所を随時開設され、住民からの人権相談に応じるとともに、人権啓発にも取り組まれています。

本県においても、500名近くの人権擁護委員に活躍していただいているところです。

本県においては、人権問題に関わる相談が複合化、多様化している現状を踏まえ、先程申し上げた「人権相談従事職員研修」を実施しています。この研修は、福岡県人権擁護委員連合会を通じて、毎年、ご案内しており、10名から20名ほどの人権擁護委員の方が受講されています。

研修では、様々な人権問題の事例研究、相談技法の習得等を行っており、初任者向けの「基礎・基本コース」、経験者向けの「技能向上コース」を用意し、参加者のレベルに応じた内容としています。

本県としても、引き続き、「人権相談従事職員研修」をとおして、人権擁護委員の活動を支援してまいります。

【吉田教育長の答弁】

ヘイトスピーチ解消に向けた人権教育の取り組みについて

各学校においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、異なる文化や習慣について理解を深める学習や、国籍や人種、民族の違い等を理由とする偏見や差別の実態についての学習を通して、お互いの人権を尊重し、共に生きていく意識と態度の育成を図る取り組みなどが行われています。

県教育委員会としては、ヘイトスピーチの解消に向け、引き続き、学習資料の効果的な活用促進や実践事例の紹介等により、多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進に取り組んでまいります。